

千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付のご案内

母子・父子自立支援プログラム※（以下「プログラム」という）の策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、住宅支援資金を貸し付けます。

※母子・父子自立支援プログラムとは、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、生活状況、就業意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、支援状況をフォローするとともに、自立した状況を継続できるよう支援を行うものです。詳細については、お住まいの区の事前相談先（裏面）へお問い合わせください。

対 象 者

ひとり親家庭の親で、以下の①～④の全てに該当する方が対象となります。

- ① 市内の賃貸住宅に居住していること
- ② 児童扶養手当を受給している、または、所得が児童扶養手当支給水準であること
- ③ プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいること
- ④ 貸付決定時に就業していない方の場合は、貸付期間終了後1年以内に就職し、1年間引き続き就職を継続する意思があること
貸付決定時に就業している方の場合は、貸付期間終了後1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就職を継続する意思があること

貸 付 額 と 期 間

- 貸付額 入居している住宅の家賃の実費（管理費、共益費を含む）月額40,000円以内
※住居確保給付金など、他の支援制度と併用している場合は、家賃額と他制度により支援を受けられる金額の差が貸付額の上限となります。
- 貸付期間 原則12か月の範囲内
- 貸付利率 無利子（保証人不要）

申 請 の 手 続 き

- ・事前にお住まいの区の就業相談員（裏面事前相談先）への相談が必要です。（要予約）
- ・申請に必要な書類がそろいましたら、区の窓口（裏面申請書受付先）で受付します（必要書類については、区の就業相談員までお問い合わせください。）。
- ・受付した申請書類を千葉市社会福祉協議会で審査し、貸付の可否について通知します。

返 還

住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき、貸付終了後1年が経過したとき等は返還となります。

一括返還又は申請により5年（60月）以内に月賦・半年賦または年賦の均等払いによる返還となります。

返 還 の 猶 予

貸付終了後1年が経過したときに、下記免除要件を満たす就業を継続している場合や、災害・疾病・負傷・その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、申請により返還を猶予することができます。

返 還 の 免 除

次のいずれかに該当する場合、申請により返還免除を受けることができます。

- ・貸付決定時に就業していない方が、貸付期間終了後1年以内に就職し、1年間引き続き就職を継続した場合
- ・貸付決定時に就業している方が、貸付期間終了後1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就職を継続した場合

【事前相談・申請書受付先】

母子家庭等就業・自立支援センター（保健福祉センターこども家庭課内）

母子家庭等就業相談員受付時間 9：30～16：30

中央区（月・火・水・金）Tel.221-2558	花見川区（月・火・水・金）Tel.275-6445
稲毛区（月・水・木・金）Tel.284-6139	若葉区（月・水・木・金）Tel.233-8152
緑区（月・火・木・金）Tel.292-8139	美浜区（月・火・木・金）Tel.270-3153

【問合せ先】

千葉市役所こども家庭支援課 Tel.245-5179（制度全般について）

千葉市社会福祉協議会 Tel.209-8868（返還・免除について）